

特定建築物の構造設備の概要

(表)

階	床面積 m ²	居室数	特定用途及び面積		その他の用途及び面積	
				m ²		m ²
B1F	1,000	5	倉庫 機械室 駐車場 (便所、その他)	200 200 500 100		
1F	1,000	6	事務所 (便所、その他)	700 100	実験室	200
2~3F						
4~5F						
計	m ²			m ²		m ²

構造設備の概要

空調区分
設備系統
加湿方式
給排気方式
消毒設備
熱源機器

空調区分		中央管理方式（空気調和・機械換気）、個別管理（空気調和・機械換気）				
系統	設置場所	機器名・型式・性能	台数	給排気方式	加湿方式・使用水	
1~3F	B1F 機械室	エアハンドリングユニット 冷房100kw 暖房80kw	1	第1種	気化式(滴下) 水道水	
4~5F	分散設置	空冷式ヒートポンプパッケージ空調機 (室外機)冷房100kw、暖房130kw	10	第2種		
4~5F	分散設置	空冷式ヒートポンプパッケージ空調機 (室内機)冷房30kw、暖房35kw	25	〃	加湿器なし	
4~5F	分散設置	全熱交換器 500m ³ /h	5	〃		
冷却塔	使用水	型式・性能	台数	消毒設備		
	上水・井水・()	開放式 2,000kw	1	有・無		
熱源機器	機器名	型式・性能	台数	設置場所		
	冷熱源					
	温熱源					

空調区分

【空気調和設備と機械換気設備の違い】

空気調和設備: 空気を浄化し、温度・湿度・流量を調節して供給することができる設備
 機械換気設備: 空気を浄化し、流量を調節して供給することができる設備

【中央管理方式と個別管理の違い】

中央管理方式: 熱源分離方式、個別管理: 熱源一体方式

加湿方式

- ①蒸気式: パン型、電極式ユニット型、電熱式ユニット型、蒸気拡散管式加湿器
- ②水噴霧式: 超音波加湿器
- ③気化式: 滴下式、透湿膜式加湿器

※全熱交換器でも、天井埋め込み型には加湿できるタイプがある。

給排気方式

- 第1種、第2種、第3種で記入
- 第1種: 送風機・排風機あり
- 第2種: 送風機あり・排風機なし(正圧+)
- 第3種: 送風機なし・排風機あり(負圧-)

(裏)

給水設備	水源	上水・井水・その他()		給水方式	上水直結(直圧・加圧) 受水槽(高置水槽・加圧ポンプ)	
	塩素滅菌器	有・無		給水系統数	系統	
		有効容量	設置数	材質	設置場所	揚水ポンプ
	受水槽	m ³			屋外	〇m ³ /分、台
	高置水槽	m ³			屋上	
	給水管材質	硬質塩ビライニング鋼管・ステンレス鋼管・その他()				
防錆剤 (使用の有無)	有(主成分:)・無					
中央式給湯設備	水源	上水・井水・その他()		用途	洗面所・浴室・厨房 その他()	
	塩素滅菌器	有・無		給湯系統数	系統	
		有効容量	設置数・設定温度	材質	設置場所	
	貯湯槽	m ³	台、℃			
雑用水設備	水源	雨水・地下水・その他()		用途	便所・散水・修景 その他()	
	塩素滅菌器	有・無		給水系統数	系統	
		有効容量	設置数	材質	設置場所	
	雑用水槽	m ³				
排水設備	し尿処理	公共下水道放流・浄化槽(人槽)・その他				
		有効容量	設置数	設置場所	排水ポンプ	
	汚水槽	m ³				
	雑排水槽	m ³			〇〇m ³ /分、台	
清掃設備	設備		設置の有無	面積・性能	設置場所	
		廃棄物集積所	有・無		m ²	
		焼却炉	有・無		t/日	
		ダストシュート	有・無			

受水槽:材質

鋼鉄製(一体型)→FRP製(一体型)→FRP樹脂製、ナイロン樹脂コーティング鋼板製、ステンレス鋼板製(パネル組立形式)、木製水槽

配管:材質

亜鉛メッキ鋼管、炭素鋼鋼管→硬質塩化ビニルライニング鋼管、ポリエチレン粉体ライニング鋼管、ステンレス鋼管、ポリエチレンライニング鉛管、樹脂管(架橋ポリエチレン管、ポリブデン管等)

雑用水槽:材質

鋼鉄製(一体型)→FRP製(一体型)→FRP樹脂製、ナイロン樹脂コーティング鋼板製、ステンレス鋼板製(パネル組立形式)、木製水槽

【添付書類】

1. 特定建築物の所有者以外の者が当該特定建築物の維持管理について権原を有する場合において、それを証する書類(2の場合を除く。)
2. 特定建築物の所有者以外の者が当該特定建築物の全部の管理について権原を有する場合において、それを証する書類
3. 建築物環境衛生管理技術者の免状の写し(免状の原本も持参してください。)
- ※ 建築物環境衛生管理技術者が特定建築物を兼任する場合は、確認書の写し
4. 建築物の配置図(敷地内に複数棟の建物がある場合、当該建物の位置がわかるもの)
5. 建築物の各階平面図
6. 空調設備の配置図及び系統を明らかにした図面
7. 給水設備(中央式給湯設備・雑用水設備を含む)の配置図及び系統を明らかにした図面
8. 排水設備の配置図及び系統を明らかにした図面
9. 遅延理由書(使用開始後または特定建築物に該当後30日を経過している場合)
10. 建築基準法第7条第5項の規定による検査済証の写し